

神戸市告示第463号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、  
特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり指定する。

平成18年1月10日

神戸市長 矢田立郎

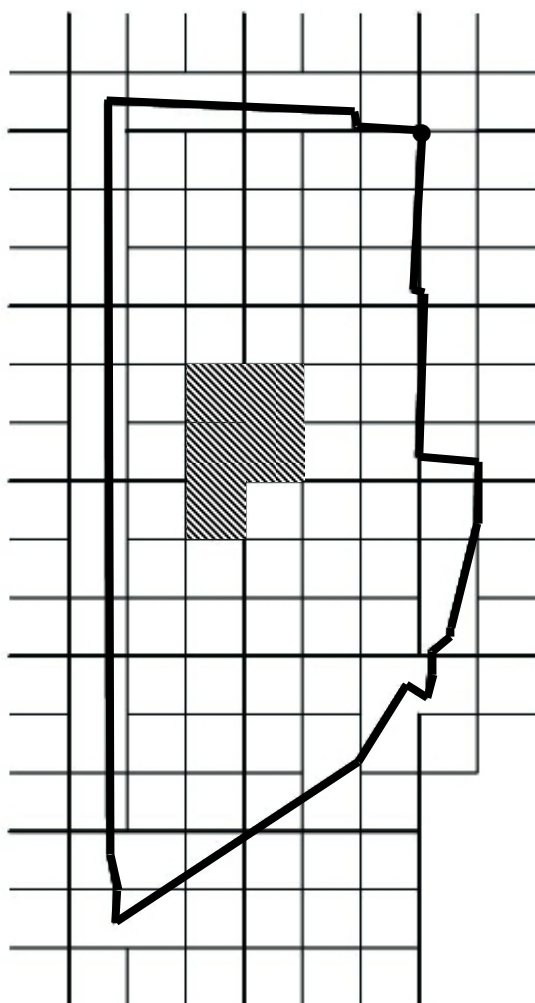
1 指定する区域

別図のとおり（中央区脇浜町1丁目324番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の  
基準に適合していない特定有害物質の名称

1, 2-ジクロロエタン

別図



< 起点 >

起点は、中央区脇浜町1丁目  
324番の敷地境界線の最北端  
の境界プレート（金属製）と  
する。

< 格子の回転角度 >

65° 9' 45"

起点を通り、東西方向及び南  
北方向に引いた線並びにこれ  
らと平行して10m間隔で引  
いた線により形成される格子  
を起点を支点として座標北か  
ら時計回りに回転させた角度  
を示す。

< 凡例 >

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 指定区域